



5月30日
済生会創立記念日



第4代総裁

たかまつのみやのぶひとしんのつひ
高松宮宣仁親王妃喜久子殿下による御書



「済生」とは「生命を救うこと」という意味があります。

明治44年2月11日に明治天皇から総理大臣・桂太郎に勅語を賜りました。これが「済生勅語」というもので、済生会設立のきっかけとなりました。済生勅語の中で天皇陛下は、「大臣（桂太郎）は天皇の意をくみ、よろしいようにして永遠に庶民を救うものをつくるように」ということをおっしゃいました。当時、救済のための勅語というのは大変珍しいものだったそうです。この勅語により、桂総理大臣は、早速恩賜金150万円を拝受し、それを基に寄付を集めて「済生会」を設立しました。その日が、明治44年5月30日のことでした。

明治44年は日露戦争が終戦した後でした。戦争で夫や息子を亡くし生活に困っている多くの市民と、戦争でお金を儲けた者との貧富の差が激しく、国は退廃していました。そのような中で、済生会は民衆を救う事業として設立されました。

【参考】済生会ホームページ



市民公開講座
「健やかに生き、安らかに逝く」



平成26年6月14日（土）、日本尊厳死協会副理事長、元・埼玉社会保険病院名誉院長の鈴木裕也先生による、地域住民・医療関係者を対象とした公開講座を開催しました。今回は「健やかに生き、安らかに逝く」と題して、長年、尊厳ある看取りを提唱してきた鈴木先生に、人間の命・一生の捉え方や終末期医療の在り方、などについて講演頂き、約130名と多くの方々が参加されました。

タイトルの「健やかに生きる」というテーマでは、高齢者にとって健やかに生きるとは、「平均寿命と健康寿命の差を短くすることが大切」とお話しされました。先生曰く、「人は、常に何かを考え、何かを求め、何かを行いつつ、納得のいく時間（人生）を過ごすことが重要」ということでした。その中で話された「教養とは：今日、用があること」「教育とは：今日、行くところがあること」という先生の解釈論に、会場のみなさんは感心したようにうなずきながら聞き入っていました。

「安らかに逝く」というテーマでは、延命治療の是非、尊厳死の説明、在宅医療の問題、「看取る」と「見捨てる」の違いの説明、治療行為中止に関する勧告や指針の共通概念などを通して、尊厳死に対する現状と今後の課題・傾向性についてお話しされました。またこの講演の一番の趣旨である、健やかに生きる権利、安らかに死ぬ権利を自分自身で守るために、「リビングウィル（本人が意思表示出なくなった時のためにも、自分の終末期医療に対する自分の考えを表し伝えておくもの）」の重要性について講演頂きました。最後は質疑応答の時間が設けられ、時間をオーバーするほど多数の質問が飛び交い、盛況のうちに終了となりました。



第1回がん患者集会とちぎ
「がんになっても安心して人生を送れる社会を目指す」



がん患者さまとご家族の手形

平成26年3月16日（日）、“がんになっても安心して人生を送れる社会を目指す”をテーマに、「第1回がん患者集会とちぎ」が当院で開催され、200名以上が参加しました。集会の実行委員長は、宇都宮市の整体師・坂本裕明さん（47歳）。自身も44歳の時、上咽頭がんと診断され、入院直後に退社を余儀なくされた経験をお持ちです。「身をもって知ったサバイバー（経験者）の現状を知ってもらい改善したい」と、「がん患者支援ネットワーク」を立ち上げ、坂本さんの思いに賛同した、サバイバーや家族、医療関係者約20人が実行委員会を組織しています。

集会では、東京医科歯科大学の坂下千瑞子血液内科特任助教が「がんを経験した医師の私に今できること」と題して基調講演を行いました。サバイバーとは「がんを経験しながらも自分らしく行動し、力強く生きている生活者」のことだと説明し、がん征圧活動である「リレー・フォー・ライフ」の取り組みなどをお話しされました。シンポジウムでは、がん患者とサバイバー、医療関係者らが交流する、下野新聞NEWS CAFÉを拠点に活動中の「まちなかメディカルカフェ」（代表・栃木県立がんセンター平林かおる医師）の取り組みも紹介されました。

最後の質疑応答では、会場から、患者・サバイバーの置かれた状況がうかがえる貴重な意見・質問が出されました。日本人の2人に1人ががんにかかる時代に、がんとどう向き合っていくのか、みんな考えていくきっかけ作りになったのではないかと思います。



シンポジウムの様子



法定停電の実施



停電時に医療機器への仮設電源を準備している様子

当院では、毎年5月に全館停電を伴う自家用電気工作物定期点検を行っています。今年は5月18日（日）に、管財課の職員が中心となり、実施されました。

作業内容は、8時～19時の間で電気設備の清掃・増し締め・異常の有無の調査、及び設備の作動試験を行います。また、各ブレーカーごとの漏電の有無を測定し、必要に応じ是正を行います。これらの点検は電気事業法に基づき、病院で安全に電気をご利用頂くための点検です。

当院では、点検日当日に勤務予定の職員を対象に、事前の説明会を実施し、停電時の通常業務に支障が出ないように、細やかな連絡調整に努めています。

今後もこの点検を行うにあたり、皆様には大変ご不便をおかけするかとありますが、ご理解・ご協力の程宜しくお願い致します。